



業務方法書の変更について

区分	審議	対象範囲	
エグゼクティブサマリー <ul style="list-style-type: none">現在作業中の内部規程の見直しに伴い、業務方法書で引用されている用語等について形式的な修正が必要となるため、経営委員会の議決をお願いするもの。			
バックグラウンド <ul style="list-style-type: none">現在の内部規程に関する課題と見直しの方向性について、外部専門家（シティューワ法律事務所）が提言を整理。提言内容を踏まえつつ、規程見直しの方向性に関する経営委員会としての方針を整理いただき、執行部において、具体的な見直し作業に着手。作業が終了した規程から、経営委員会で順次審議・議決。		フィードバック期間及び検証方法 <ul style="list-style-type: none">なし	
		便益及びリスク <ul style="list-style-type: none">便益：内部規程見直しとの整合的確保リスク：なし	
戦略プラン <ul style="list-style-type: none">経営委員会での議決後、厚生労働大臣への認可を申請		KPI <ul style="list-style-type: none">なし	
		その他 <ul style="list-style-type: none">なし	

業務方法書の変更（案）

改正案	現行
<p>（意思決定ルールの明確化等）</p> <p>第17条 管理運用法人は、経営委員会を頂点とした意思決定ルールの明確化等を図るため必要な規程（細則等を含む。以下同じ。）を整備するとともに、業務の執行における理事長の意思決定を補佐するため必要な会議を設置するものとする。</p> <p>（監査委員会及び監査委員会監査）</p> <p>第23条 管理運用法人は、監査委員会及び監査委員会監査に関し、次に掲げる事項を定めた規程を整備するものとする。</p> <p>（1）監査委員会の運営に関する事項 ア～ウ（略） エ 組織規程における権限の明確化</p> <p>オ（略）</p> <p>（2）・（3）（略）</p>	<p>（意思決定ルールの明確化等）</p> <p>第17条 管理運用法人は、経営委員会を頂点とした意思決定ルールの明確化等を図るため必要な規程を整備するとともに、業務の執行における理事長の意思決定を補佐するため必要な会議を設置するものとする。</p> <p>（監査委員会及び監査委員会監査）</p> <p>第23条 管理運用法人は、監査委員会及び監査委員会監査に関し、次に掲げる事項を定めた規程を整備するものとする。</p> <p>（1）監査委員会の運営に関する事項 ア～ウ（略） エ 組織規程（平成18年規程第4号）における権限の明確化</p> <p>オ（略）</p> <p>（2）・（3）（略）</p>